地域コミュニティスペース

◆ご利用案内◆

対

象

明舞地域の活性化に資する地域活動を行う団体(個人的な利用や営利目的の利用はできません)

提供するサービス

ミーティングスペース(約20㎡)、Wi-Fi設備 備品:机4台、いす8脚、ディスプレイ

利用にあたって

利用団体登録が必要です

※初回の利用希望日の10開庁日前までに明舞出張所 に申請書を提出してください

利 用 時 間

9時~21時(年末年始12/29~1/3を除く毎日)

午前:9時~13時午後:13時~17時

● 夜間:17時~21時

※利用日希望の3開庁日前までに明舞出張所へ予約票 の提出が必要です

料

余

無料



神戸市垂水区役所

明舞出張所



神戸市垂水区役所明舞出張所

住 所:神戸市垂水区狩口台1丁目16-2 ビエラ明舞2階

アクセス: JR神戸線「朝霧」駅よりバス4分

「明舞センター」バス停下車

電 話: 078-784-2100 FAX: 078-784-2101

受付時間:8:45~12:00/13:00~17:15

休 業 日: 土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)











明舞出張所でできること



◆暮らしに役立つ相談

●リモート相談

●住民異動(引っ越し)に伴う「国民健康保険の加入・脱退、介護保険・後期高齢者医療の手続き」に 関する相談ができます。

受付時間 8:45~11:30、13:00~17:00

神戸市すまいの総合窓□「すまいるネット」とすまいに関する相談ができます。

受付時間 10:00~11:30、13:00~16:30 水曜定休

それぞれの窓口とおつなぎするため、窓口の状況 によってはお待ちいただくことがあります

●相談窓□

- スマホ相談窓口(毎週火曜10:00~13:05)※予約優先 スマホの使い方を相談できます。
- ■ほっとかへんネット「福祉なんでも相談」(毎月1回) ほっとかへんネットたるみに加盟している障がい・ 保育・高齢など、様々な業種の専門職員に、日常 のお困りごとを相談できます。

◆明舞地域活性化のための活動

- 地域活動のためのコミュニティスペースを利用できます。
- ワークショップや打合せなどにご利用ください。

※詳しくは地域コミュニティスペースのページをご覧ください。

◆窓□業務の内容

(1)証明書の発行

住民票の写し、印鑑証明、戸籍に関する証明(広域交付は除く)、所得・課税証明、納税証明など

(2)住民異動(引っ越し)の届出

垂水区内への転入・転居、垂水区から市外への転出 ※海外転出入、外国人の方、世帯に外国人を含む方、福祉 等の関連手続きが必要な方は、垂水区役所へお越しく ださい。

(3)マイナンバーカードに関する手続き

- 住民異動に伴うマイナンバーカードの住所変更、電子証明書の発行・更新、暗証番号の再設定(ロック解除含む)、マイナンバーカード交付申請書発行、申請補助サービス(写真撮影)など
- (4)戸籍の届出(出生、死亡、婚姻、離婚など)
- (5)埋火葬許可の申請
- (6) 印鑑登録の申請 ※当日の印鑑登録はできません。

